

6 空気環境に関すること

6 - 1 ホルムアルデヒド対策（内装）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「製材等」とは、製材、丸太及び単層フローリングをいう。

「特定木質建材」とは、パーティクルボード、MDF、普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板、防災合板、構造用パネル、複合フローリング、集成材、構造用集成材、単板積層材及び構造用単板積層材をいう。

「内装材」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

- a 仕上げ材が製材等又は特定木質建材である場合 居室の床、壁及び天井、居室に存する造付け家具並びに居室に面する押入れその他これに類する収納部分に使用される仕上げ材をいう。
- b 仕上げ材が製材等又は特定木質建材以外の建材である場合 aに掲げる仕上げ材及びその直下の下地材をいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居室の内装材に使用される建材からのホルムアルデヒドの放散量の少なさとする。

ホルムアルデヒドの放散量の少なさは、使用される建材の別を判定し、特定木質建材が使用されている場合にあつては、特定木質建材の種類ごとにホルムアルデヒド放散等級について併せて評価するものとする。

ホルムアルデヒド放散等級の各等級に要求される水準は、次に掲げる建材の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

a パーティクルボード

次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用されるパーティクルボードについて、日本工業規格A5908(以下「パーティクルボード規格」という。)の5.11に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放出量が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い) 等級	(ろ) ホルムアルデヒド放出量(単位 mg/l)
4	0.5 以下
3	1.5 以下
2	5.0 以下
1	-

b MDF

次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用されるミディアムデンシティファイバーボードについて、日本工業規格A5905(以下「繊維板規格」という。)の5.15に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放出量が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)
等級	ホルムアルデヒド放出量 (単位 mg/l)
4	0.5 以下
3	1.5 以下
2	5.0 以下
1	-

c 合板

内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板について、それぞれ次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、普通合板にあっては普通合板の日本農林規格(昭和39年農林省告示第383号。以下「普通合板規格」という。)の別記3の(5)、特殊合板にあっては特殊合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1373号。以下「特殊合板規格」という。)の別記3の(16)、構造用合板にあっては構造用合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1371号。以下「構造用合板規格」という。)別記3の(7)、コンクリート型枠用合板にあってはコンクリート型枠用合板の日本農林規格(昭和42年農林省告示第932号。以下「コンクリート型枠用合板規格」という。)第3条第1項、難燃合板にあっては難燃合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1869号。以下「難燃合板規格」という。)別記3の(8)、防災合板にあっては防災合板の日本農林規格(昭和47年農林省告示第1650号。以下「防災合板規格」という。)別記3の(5)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)	
等級	平均値 (単位 mg/l)	最大値 (単位 mg/l)
4	0.5 以下	0.7 以下
3	1.5 以下	2.1 以下
2	5.0 以下	7.0 以下
1	-	-

d 構造用パネル

次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用される構造用パネルについて、構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号。以下「構造用パネル規格」という。)別記3の(9)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)	
等級	平均値 (単位 mg/l)	最大値 (単位 mg/l)
4	0.5 以下	0.7 以下
3	1.5 以下	2.1 以下
2	5.0 以下	7.0 以下
1	-	-

e 複合フローリング

次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用される複合フローリングについて、フローリングの日本農林規格(昭和49年農林省告示第1073号。以下「フローリング規格」という。)の別記3の(8)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこ

れと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)	
等級	平均値(単位 mg/l)	最大値(単位 mg/l)
4	0.5 以下	0.7 以下
3	1.5 以下	2.1 以下
2	5.0 以下	7.0 以下
1	-	-

f 集成材

内装材として使用される集成材及び構造用集成材について、それぞれ次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、集成材にあつては集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号。以下「集成材規格」という。)の別記3の(8)、構造用集成材にあつては構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号。以下「構造用集成材規格」という。)の別記3の(10)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)	
等級	平均値(単位 mg/l)	最大値(単位 mg/l)
4	0.5 以下	0.7 以下
3	1.5 以下	2.1 以下
2	3.0 以下	4.2 以下
1	-	-

g 単板積層材

内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材について、それぞれ次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、単板積層材にあつては単板積層材の日本農林規格(昭和53年農林水産省告示第106号。以下「単板積層材規格」という。)の別記3の(5)、構造用単板積層材にあつては構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号。以下「構造用単板積層材規格」という。)の別記3の(7)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

(い)	(ろ)	
等級	平均値(単位 mg/l)	最大値(単位 mg/l)
4	0.5 以下	0.7 以下
3	1.5 以下	2.1 以下
2	5.0 以下	7.0 以下
1	-	-

(3) 評価基準

イ 製材等、特定木質建材及びその他の建材の使用の判定

製材等、特定木質建材及びその他の建材の使用の判定は、次に掲げる基準によること。

a 製材等の使用

内装材として製材等が使用されていること。

b 特定木質建材の使用

内装材として特定木質建材が使用されていること。

c その他の建材の使用

内装材として製材等又は特定木質建材以外の建材が使用されていること。

建材の使用は、次に掲げるところにより判断すること（以下6 - 1において同じ。）。

- a 特定木質建材は、建材ごとに、その使用されている面積の合計の10分の1に満たない面積の部分又は1㎡未満の面積の部分のいずれかの部分について、使用されていないものとみなすことができる。
- b 特定木質建材以外の建材は、建材ごとに、1㎡未満の面積の部分について、使用されていないものとみなすことができる。

ロ ホルムアルデヒド放散等級（パーティクルボード）

等級4

内装材として使用されるパーティクルボードが、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級3

内装材として使用されるパーティクルボードが、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀若しくはE₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級2

内装材として使用されるパーティクルボードが、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀、E₁若しくはE₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

ハ ホルムアルデヒド放散等級（MDF）

等級4

内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級3

内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀若しくはE₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級2

内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀、E₁若しくはE₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

ニ ホルムアルデヒド放散等級（合板）

等級4

内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板でF₀に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 3

内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板で F_{c0} 若しくは F_{c1} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 2

内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板で F_{c0} 、 F_{c1} 若しくは F_{c2} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

ホ ホルムアルデヒド放散等級（構造用パネル）

等級 4

内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで F_{c0} に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 3

内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで F_{c0} 若しくは F_{c1} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 2

内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで F_{c0} 、 F_{c1} 若しくは F_{c2} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

ヘ ホルムアルデヒド放散等級（複合フローリング）

等級 4

内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで F_{c0} に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 3

内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで F_{c0} 若しくは F_{c1} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級 2

内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで F_{c0} 、 F_{c1} 若しくは F_{c2} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

ト ホルムアルデヒド放散等級（集成材）

等級4

内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で F_{c0} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級3

内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で F_{c0} 若しくは F_{c1} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級2

内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で F_{c0} 、 F_{c1} 若しくは F_{c2-s} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

チ ホルムアルデヒド放散等級（単板積層材）

等級4

内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材で F_{c0} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級3

内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材で F_{c0} 若しくは F_{c1} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

等級2

内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材で F_{c0} 、 F_{c1} 若しくは F_{c2} に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。

6 - 2 全般換気対策

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸に、冬期において室内の空気を外気と入れ換えるために必要な対策が講じられていることとする。

(3) 評価基準

次のイから八までのいずれに適合しているかによること。

イ 一定の換気量を確保するための常時の機械換気

次に掲げる基準に適合していること。

次の表の(い)項に掲げる有効相当隙間面積の区分に応じ、(ろ)項に掲げる必要換気回数(間接的に運転される局所換気によるものを除く。以下同じ。)が確保できる機械換気設備が設置されていること。

(い)	(ろ)
有効相当隙間面積(単位 cm^2/m^2)	必要換気回数(単位 回/時間h)
2超	0.3以上
2以下	0.4以上

の機械換気設備は、当該機械換気設備及びこれと併設されるその他の換気設備が、次に掲げる基準に適合しているものであること。

- a 当該機械換気設備が、連続的な運転が確保できるものであること。
- b 当該機械換気設備に係る給気又は排気のための端末換気口が、各居室に設置され、又は当該端末換気口が設置されない居室との間に通気のための措置(居室の出入口へのアンダーカットのあるドアの設置又はこれと同等の措置をいう。)が講じられた廊下等に設置されていること。
- c 自然給気を行い排気機を設置する方式による場合にあっては、台所、トイレ、浴室等の局所換気用の開口部は、使用時以外にシャッターが降りる構造とすること。ただし、各居室に排気のための端末換気口が設置されている場合又は当該局所換気が全般換気を兼ねる場合にあっては、この限りでない。
- d 各居室の出入口のドアにアンダーカットが設けられ、又はこれと同等の措置が講じられていること。ただし、各居室に排気のための端末換気口が設置されている場合にあっては、この限りでない。

鉄筋コンクリート造その他これに類する構造(以下において「鉄筋コンクリート造等」という。)以外の住宅において、給気機を設置し自然排気を行う方式による場合にあっては、次の表の(い)項に掲げる有効相当隙間面積に応じ、(ろ)項に掲げる有効開口面積(□の有効開口面積をいう。)の合計を評価対象住戸の床面積の合計で除した値(以下「床面積当たりの有効開口面積」という。)の排気口が、各階の有効開口面積の合計がおおむね均等となるように、各居室の床面から高さが1.6m以上の位置に設置されていること。ただし、鉄筋コンクリート造等以外の住宅において、地域区分が である地域にあり、かつ、有効相当隙間面積が $2\text{cm}^2/\text{m}^2$ を超えるものには、当該方式が用いられてはならない。

(い)	(ろ)
有効相当隙間面積(単位 cm^2/m^2)	排気口の 床面積当たりの有効開口面積 (単位 cm^2/m^2)
2以下	3以上
2超	2以上

次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、及びの有効相当隙間面積は、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。ただし、5-1(3)イ dの表の(1)欄又は(3)欄に掲げる住宅にあっては、有効相当隙間面積がそれぞれ $5\text{cm}^2/\text{m}^2$ 又は $2\text{cm}^2/\text{m}^2$ とみなす。

(い)	(ろ)
住宅の種類	有効相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
木造の住宅 (<u>枠組壁工法の住宅を除く。</u>)	7 超
重量鉄骨造の住宅その他これに類する住宅	7 超
枠組壁工法の住宅その他これに類する住宅	5 を超え 7 以下
鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	2 以下

換気回数は、次の式によって算出すること。

$$n = \eta \cdot Q / A$$

この式において、 n 、 η 、 Q 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 換気回数 (単位 回/時 h)

有効換気量率 (換気設備の給気量に対する給気量から漏気量を差し引いた値の割合。ただし、熱交換型換気ユニット以外にあっては、1.0とする。)

Q 機械換気設備の換気量 (給気量又は排気量) (単位 $\text{m}^3/\text{時}h$)

A 住宅の気積 (単位 m^3)

の機械換気設備の給気量又は排気量は、日本工業規格C 9603 の 8.8 (風量試験) により求まる静圧 - 風量曲線 (以下「 $P - Q$ 曲線」という。) に基づき、搬送部材及び端末換気口による圧力損失の影響を勘案した当該機器の機外静圧に対応する風量とすること。この場合において、搬送部材の延長が著しく短い機械換気設備を設けるときは、機外静圧を 0 とみなした風量とすることができる。

の表の(ろ)項の換気回数を得られていることは、次の式によって確かめることができるものとする。

$$P_b = P_r$$

この式において、 P_b 及び P_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_b 必要換気回数に対応した最大機外静圧 (単位 Pa)。この場合においては、(ろ)項の換気回数 n を用いて次の式により求めた必要換気量 Q に対して、 $P - Q$ 曲線により、機外静圧 P_b を求めるものとする。

$$Q = n \cdot A / \eta$$

P_r 必要換気量で換気した場合の搬送部材及び端末換気口による圧力損失の合計 (単位 Pa)

P_r は、外部の端末換気口から室内の端末換気口までの搬送経路の中で最長の経路について、次の a 又は b のいずれかの式によって算出すること。

$$a \quad P_r = \sum_0 P_{v0} \cdot (Q_0/Q_{s0})^2 + \sum_1 P_{v1} \cdot (Q_1/Q_{s1})^2 + \left(\sum_i L_i/D_i + \sum_{Bi} \right) \cdot P_{vi} \cdot (Q_i/Q_{si})^2$$

この式において、 ρ 、 ρ_1 、 ρ_2 、 D 、 L 、 ΣB 、 P_v 、 Q 、 Q_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- ρ 外部の末端換気口の圧力損失係数
- ρ_1 室内の末端換気口の圧力損失係数
- ρ_2 ダクトの摩擦係数
- D ダクトの直径（単位 m）
- L ダクトの長さ（単位 m）
- ΣB 曲がり等局部の圧力損失係数の検証単位における合計
- P_v ダクト径に対応して定める基準動圧（単位 Pa）
- Q 検証単位の必要風量（単位 m^3/h ）
- Q_s ダクト径、末端換気口の接続径に対応する基準風量（単位 m^3/h ）

この場合において、添字0は外部の末端換気口を、1は室内の末端換気口を、 i は最長経路のダクトを曲がり及び分岐ごとに分割した検証単位を示すものとする。

$$b) P_r = 21.8(4.5 + (L/D + m \cdot K) \cdot r) \cdot (Q/Q_L)^2$$

ただし、すべての経路における風量が Q_L 以下であること、 Q が $0.4Q_L$ 以上かつ $0.6Q_L$ 以下であること、外部の末端換気口及び室内の末端換気口の圧力損失係数の和が4.5を超えないこと及びダクトの摩擦係数が0.1を超えないことが確かめられた場合に限り、この式を用いることができるものとする。

この式において、 L 、 D 、 m 、 K 、 r 、 Q 、 Q_L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- L 経路の長さ（単位 m）
- D 最小径の部分の径（単位 m）
- m 曲がりと分岐の総数（単位 個）
- K 曲がり係数（表1の上欄に掲げるダクトの種別に応じ、それぞれ下欄に掲げるものとする。）
- r 摩擦係数（表2の上欄に掲げるダクトの種別に応じ、それぞれ下欄に掲げるものとする。）
- Q 当該経路で最小径の部分の風量の最大値（単位 m^3/h ）
- Q_L 制限風量（表3の上欄に掲げるダクト径に応じ、それぞれ下欄に掲げるものとする。）

表1

ダクト種別	硬質ダクト	アルミ製フレキシブルダクト	塩化ビニル製フレキシブルダクト
曲がり係数K	7.33	20.0	16.7

表2

ダクト種別	硬質ダクト	アルミ製フレキシブルダクト	塩化ビニル製フレキシブルダクト
摩擦係数r	0.03	0.05	0.08

表 3

ダクト外径 (mm)	50	75	100	125	150	200
制限風量 Q_L	42	95	170	265	380	680

ロ 一定の換気量を確保するための常時の自然換気

次に掲げる基準に適合していること。

評価対象住戸内に 2 以上の階を有し、次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる有効相当隙間面積の区分に応じ、**床面積当たりの有効開口面積の合計**が(は)項の値となる自然給排気口が設置されていること。

(い)	(ろ)	(は)
地域	有効相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)	床面積当たりの有効開口面積 (単位 cm^2/m^2)
及び	5 超	-
	2 を超え 5 以下	2 以上
	2 以下	4 以上
、 及び	7 超	-
	5 を超え 7 以下	2 以上
	2 を超え 5 以下	4 以上
	2 以下	6 以上

の有効相当隙間面積については、イ に掲げるところによることができる。

の自然給排気口は、設計施工指針 5 (2)イ(ハ)及び(ニ)に掲げる基準に適合しており、かつ、各居室の出入り口のドアにアンダーカットを設け、又はこれと同等の通気のための措置を講ずること。

の有効開口面積は、開口部の両側の圧力差が 9.8Pa のときの開口部を通過する風量 (日本工業規格 A 1431 に定める試験方法により確かめられたものとする。) に 0.7 を乗じたもの又は室内側の実開口面積の $\frac{4}{10}$ とする。

にかかわらず、地域区分が 又は である地域において、有効相当隙間面積が $2\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下の住宅に排気塔 (頂部が最上階 (階数 1 の住宅にあっては 1 階) の床面から 4.5m 以上の高さであり、すべての有効開口面積に占める排気塔の有効開口面積の割合が $\frac{3}{10}$ の 1 以上であるものに限る。) を用いて換気を行う場合にあつては、すべての有効開口面積が $2\text{cm}^2/\text{m}^2$ (階数 1 の住宅にあっては $4\text{cm}^2/\text{m}^2$) 以上とすることができる。

ハ その他

イ及びロに掲げる基準のいずれにも適合していないこと。

6 - 3 局所換気設備

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の台所、浴室及び便所において、室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去する設備が設けられていること。

(3) 評価基準

評価対象住戸の台所、浴室及び便所において、次に掲げる設備の有無によること。

- イ 機械換気設備
- ロ 換気のできる窓

6 - 4 室内空気中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定化学物質」とは、化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の 及び に掲げる特定化学物質ごとの評価対象住戸の居室における空気中の濃度（以下単に「濃度」という。）及び測定方法とする。

— ホルムアルデヒド

— トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンのうち測定の対象となるもの

(3) 評価基準

イ 空気の採取を行う居室及び位置等

— 採取は、評価対象住戸に存する居室のうち日照が多いことその他の理由から測定の対象とする特定化学物質の濃度が相対的に高くなることが見込まれる居室において行うこと。

— 採取は、当該居室の中央付近で、床からの高さが 1.2 から 1.5mまでの位置において行うこと。

— 評価対象住戸のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れその他これに類する収納部分のものを含む。）を開放し 30 分換気した後、採取を行う居室の窓及び扉（造り付け家具、押し入れその他これに類する収納部分のものを除く。）を閉鎖し、5 時間以上維持した状態で採取すること。この場合、採取を行う居室への出入りは必要最小限で素早く実施するものとし、換気設備（連続的な運転が確保できる全般換気のための設備に限る。以下同じ。）がある場合にあっては当該換気設備稼働させ、当該換気設備に付属する給排気口は開放して差し支えない。

ロ 測定の方法

測定は、次の から までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は評価対象住戸の居室における空気中の特定化学物質であって評価すべきものの濃度の過小評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響が十分に小さい方法にあっては から までに掲げる方法に代えることができる。

— 評価対象住戸における空気の採取は、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。

— 採取した空気について、ホルムアルデヒドにあっては D N P H 誘導体化による固相吸着、溶媒抽出及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着及び溶媒抽出法、固相吸着及び加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ及び質量分析法の組み合わせのうちいずれかにより、濃度をそれぞれ

れ求めること。

濃度は、 で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとする。

八 採取年月日及び時刻等

採取を行った年月日及び時刻（連続して 30 分間以上採取する場合には、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取り付けその他これに類する工事及びワックスかけその他これに類する作業を含む。）の完了した年月日を記録すること。

三 採取条件

空気を採取した居室の名称、採取中の室温（連続して 30 分間以上採取する場合には、平均の室温）、相対湿度（連続して 30 分間以上採取する場合には、平均の相対湿度）、天候及び日照の状況、採取前及び採取中の開口部の開閉の状況、換気及び冷暖房の実施状況その他特定化学物質の濃度に関して特徴的な条件を記録すること。